

先生各位

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

このたび、平成29年3月31日付厚生労働省保険局医療課長発通知「保医発0331第10号」にて、下記の項目につきまして、検体検査実施料が平成29年4月1日より新規適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

### ●新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
ヒト精巣上体蛋白4	200点	区分番号「D009」 腫瘍マーカー (生化学的検査Ⅱ)

ア ヒト精巣上体蛋白4は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「22」CA130の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。

ウ 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。

悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行つた本検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。

エ 本検査は、CLIA法により測定した場合に算定できる。

＜注＞ 当所におきましては、今回保険適用になりました項目については、現在未実施でございます。受託体制が整いしだいご案内させていただきます。